

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	水産業協同組合法	法令番号	昭和23年法律第242号
手続名	登記未了による設立認可の取消（漁連）	根拠条項	第92条第4項（第66条の2準用）
処分基準	漁連の登記のめど、漁連が未成立のまま永続し不安定な状態となったときの影響等を総合的に勘案して、処分を行うか否かを判断することとする。		
	対応区分 ① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 生産者支援課	交付機関 生産者支援課